

商品概要説明書

マイカーローン「ジョイクラブ」

(令和3年10月1日現在)

商品名	マイカーローン「ジョイクラブ」
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上で、完済時の年齢が満 76 歳未満の方。 ただし、当 J A に農産物代金の入金、年金振込指定、給与振込のいずれかがある場合は完済時の年齢が満 80 歳未満の方とします。 また、20 歳未満で農業者以外の方は給与所得者の方に限定します。 ○前年度税込年収が 100 万円以上ある方。 ○地区内居住者または地区内で勤務（営業）している方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族（2 親等以内）が必要とされる次のご資金が対象です。 ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク（ともに中古車を含む）の購入資金または購入に付帯する諸費用（取得税、自動車税、重量税、自賠責共済掛金（保険料）、自動車共済掛金（保険料）） ②自動車等の点検・車検費用 ③運転免許の取得のための資金 ④カー用品（カーナビ等）の購入資金 ⑤車輛修理費 ⑥車庫建設資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。） ⑦他金融機関のマイカーローンの借換え資金 信販会社およびディーラーが取扱うクレジット会社を含みます。 ⑧現在、J A または他金融機関でお借入中のマイカーローンの既借入金残高と、新たに必要となる資金との合算資金 ただし、車の買替時に限ります。
借入金額	○5 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要資金の範囲内とします。
借入期間	○据置期間（最長 1 か月）を含む 6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日のパーソナルプライムレート I を基準に決定し、それぞれ翌月の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート I）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する）、隔月返済（偶数月のみの返済）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の 50%以内とし、年 2 回の特定月は 3 か月以上の間隔を空けてご指定いただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○20 歳未満の方の場合は、J A が定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。 ○完済時年齢が満 76 歳以上の場合または、当 J A への年金振込指定がある方で完済時年齢が満 80 歳以上の場合は、当 J A が定める条件を満たす方に連帯債務者または連帯保証人となっていただきます。
保証料	○ご融資時に一括で保証料（年率 0.80%～1.40%）をお支払いいただきます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合条件変更手数料は無料です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A しまね